

JAS 認定事業者の皆様

農林水産省

改正 JAS 法に基づく JAS 認定はお済みですか

平成 18 年 2 月 28 日以前の JAS 認定は平成 21 年 2 月末で失効します。

平成 18 年 2 月 28 日以前から認定事業者として活動している事業者が改正 JAS 法に基づく認定事業者として継続して活動するには、平成 21 年 3 月 1 日までに認定を取り直す必要があります。

まだ、認定を取り直していない事業者の方は、早急に認定機関に連絡のうえ、認定手続きをお願いします。

なお、認定を取り直さない事業者は、平成 21 年 3 月 1 日以降に JAS マークを付けると JAS 法違反となります。

改正 JAS 法については農林水産省ホームページなどに掲載するパンフレットを参照ください。

日本語版（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/jas/pdf/pamph_a.pdf

英語版（JAS 協会） <http://www.jasnet.or.jp/jigyousinjas/panfuEG18.pdf>

中国版（JAS 協会） <http://www.jasnet.or.jp/jigyousinjas/panfuCh18.pdf>

問い合わせ先

消費・安全局 表示・規格課

担当者：食品規格班（一般・特定・生産情報公表 JAS 規格）

ダイヤルイン：03-6744-2098

担当者：林産物規格班（林産物 JAS 規格）

ダイヤルイン：03-6744-2097

担当者：有機食品制度班（有機 JAS 規格）

ダイヤルイン：03-6744-2098